

フィリピンにおける安全対策 (安全の手引き)

2019年2月
在フィリピン日本国大使館

目 次

はじめに	1
I フィリピンにおける犯罪の特徴とその予防策等	
1. フィリピンにおける犯罪の特徴	2
2. フィリピンの犯罪件数と日本人の被害	2
3. 犯罪の種類・手口と予防策等	2
II 基本的な安全・防犯対策	
1. 犯罪に対する基本的心構え	6
2. 住居・住宅における安全対策	7
3. 車上狙い等自動車関連犯罪事例とそれぞれへの対策	9
4. その他の注意事項	
(1) ニノイ・アキノ（マニラ）国際空港（NAIA）利用時の注意事項	9
(2) 交通安全・事故対策	12
(3) 麻薬等違法薬物について	13
(4) 賭博行為について	13
(5) 売買春について	13
(6) 喫煙・飲酒場所について	13
(7) 悪徳業者（ぼったくり）について	13
(8) 個人情報保護に関する意識の乏しさ	14
III テロ・誘拐・脅迫対策	
1. テロ対策	15
2. 誘拐対策	17
3. 企業・個人等に対する脅迫対策	18
IV 自然災害や大規模テロ事件等の緊急事態発生に対する心構え	
1. 平素からの準備・心構え	21
2. 緊急事態発生時の対応と留意事項	23
V 参考	
1. 緊急時の連絡先	
(1) 全国共通	25
(2) マニラ首都圏	25
(3) セブ	26
(4) ダバオ	27
2. 緊急事態に備えたチェックリスト	28

はじめに

海外に滞在する日本人にとっての関心事項は、「医療」、「子女教育」及び「安全」と言われますが、フィリピンにおいては、中でも「安全」の確保が最大の関心事ではないかと思えます。

たしかに、フィリピンの犯罪発生率は日本に比べかなり高く、一方で、ミンダナオ島中・西部など一部地域では、複数のテロ組織と治安当局による衝突（戦闘）等が連日のように発生しています。マニラ首都圏等やその他の地域においてさえ、いつ不測の事態が発生しても決しておかしくはない状況が続いている上、台風、地震、火山の噴火等、大規模な自然災害の脅威にもさらされていて、安全対策を考える上での不安要素は枚挙にいとまがありません。

これら様々な不安をできるだけ排除し、種々の危機から身を守り、安全な暮らしを維持していくためには、不測の事態に対する我々自らの心構えと、相応の備えが不可欠、と、口にするのは簡単ですが、具体的な実践はなかなか難しいものです。

この手引きは、今日にも我々自身が直面する可能性のある不測の事態に、一体どのように立ち向かい、どのように対処し、どのように安全を確保するかということ踏まえながら、一般的な日々の安全（防犯）対策をはじめ、事件・事故に巻き込まれた場合の心構えや、自然災害、あるいは大規模テロなどの緊急事態発生時の対応などについて、できるだけ皆様の不安を解消することができるよう、またお役に立てるよう、わかりやすい解説を心がけて作りました。フィリピンのみならず海外に長く在留される方々にはすでに御承知の点多々あるものと存じますが、「備えあれど憂い忘れず」、「情報の更新、交換、共有」に努め、常に「最悪の事態を想定して対策を立てる」心構えをもって、御活用いただけたら幸いです。

情報収集は、安全対策の第一歩です。大使館も、引き続き注意喚起や情報提供に努めて参りますが、同時に、御自身、所属企業又は御家庭等におかれましても、是非、それぞれ情報収集に努めていただきますようお願いいたします。

また、「在留届」は提出していらっしゃいますか？ 御出張や御旅行の際、「たびレジ」への登録を励行していらっしゃるとでしょうか？ 「在留届」及び「たびレジ」のいずれも外務省又は当館のホームページから提出・登録が可能です。これらは、緊急時の連絡先を外務省・大使館と共有する手続きです。提出・登録のない場合、緊急時に安否確認ができず、本邦の御家族だけでなく、思わぬ方面にまで心配をかけることもあります。緊急時にメールによる情報も得ることができますので、あらためて提出・登録の有無を御家族や御友人、関係者の分も含めて御確認いただきたいと思います。

なお、この手引きについては、今後も然るべく改訂を重ねてまいりたいと存じます。御意見、御質問などありましたら、当館領事班（電話：02-834-7508（領事班直通）又はe-mail：ryoji@ma.mofa.go.jp）までお寄せください。在留邦人の皆様が常に一定の危機管理意識を持ち、その全ての皆様が、ここフィリピンにおいて幸せに、安全な生活を送っていただけるよう、願っております。

I フィリピンにおける犯罪の特徴とその予防策等

1. フィリピンにおける犯罪の特徴

- (1) フィリピンにおいては、一般市民でも、警察への登録・許可制度に基づく合法的な銃の所持・携行が認められているため、銃器を用いた犯罪を生みやすい社会土壌があることを認識しておくことが非常に大切です。
- (2) フィリピンで発生する犯罪の特徴は、概ね次のように区別できると考えられますが、日本で発生している同種犯罪と比較して、犯罪の種類にかかわらず、生死にかかわる事態に発展する危険性が常にあることを理解しておく必要があります。
- ア 凶器（特に銃器等）を用いた犯行
 - イ ターゲットを絞った犯行（通り魔的犯行はむしろ少ない。）
 - ウ フィリピン人との何らかのトラブル（怨恨・嫉妬、商売等）に起因した犯行
 - エ 組織的な犯行が多い（単独犯は少ない。）
 - オ 外国人コミュニティにおける自国民による自国民に対する犯罪（恐喝、強請等）

2. フィリピンの犯罪件数と日本人の被害

フィリピン国家警察 (Philippine National Police/PNP) が発表した全国犯罪統計によれば、2018 年（暦年）のフィリピン全土の犯罪発生件数総計は約 47.5 万件であり、このうち、殺人事件は約 7 千件、強盗事件は約 1.1 万件と、殺人事件の発生数は日本の約 8 倍、強盗事件は約 9 倍となっています。（注：日本の発生件数は暫定値です。）

残念ながら、こうした事情等もあって、毎年犯罪被害に遭う日本人が少なくありません。このため、まずは、日本人がよく被害に主な犯罪手口や予防策等を以下に申し進めます。

3. 犯罪の種類・手口と予防策等

(1) 報告の多い犯罪被害（窃盗・強盗等一般犯罪）

ア 窃盗

(ア) スリ・置き引き

マニラ首都圏では特に、スーパーマーケットやショッピング・モール、公共交通機関（バス、ジープニー、トライシクル、国鉄、高架鉄道（LRT, MRT））等を利用した際のスリ被害、ホテルやレストランでの置き引きの被害が依然として発生しており、日本人も被害に遭っています。特に、財布、スマートフォン、タブレット端末、ウエストポーチ、セカンドバッグ等の窃盗被害が目立ちます。エスカレーターの上やエレベーターの中、列車の車両や小売店の通路といった狭い場所での集団の犯行による被害が多いのも特徴です。これらの場所では十分な注意が必要です。

(イ) ひったくり

マニラ首都圏繁華街の路上において、オートバイに乗った人物による携行品のひったくり被害が発生しています。バッグにしがみついたために転倒して思わぬ怪我をする例もありますので、注意が必

要です。

(ウ) その他

マニラ市やセブ市の繁華街で、急に子供たちに取り囲まれ、小銭等をせがまれて、気を奪われている際にバッグやウエストポーチの中から財布を抜き取られるケースが報告されています。子供たちは、比較的高齢の外国人を対象に犯行に及んでいるようです。一方、こうした子供たちを追い払ってくれたフィリピン人と懇意になったものの、最終的には睡眠薬強盗の被害に遭ったとの報告も寄せられていますので、くれぐれも最後まで気を許すことのないよう注意が必要です。

イ 強盗

(ア) 路上強盗

日本人の被害例としては、歓楽街等を歩行中、男性2～3人組に拳銃で脅され、または複数の少年に取り囲まれ、慌てるうちに財布やバッグを奪われる事件、通勤時、勤務先近くの路上で銃器を持った犯人に待ち伏せされ、多額の現金の入ったバッグを奪われる事件、また、乗り合わせたジープニーで、拳銃を持った複数の強盗に襲われる事件等が発生しています。

更に外国人の例ですが、夜間、強盗に遭い、抵抗したり、突然逃げ出したりして射殺されるケースもたびたび起きています。

(イ) 睡眠薬強盗

① 男女比では男性の被害が多いものの、性別に関係なく、睡眠薬強盗事件に巻き込まれたとの被害報告は、ほぼ毎月のように大使館に寄せられています。旅行者が狙われるケースが多い一方、過去には在留外国人が被害に遭い、死亡する事件も発生していますので、在留している皆様も注意するようにしてください。

② おおよその手口は次のとおりです。

- a 老若男女のフィリピン人が単独、カップルあるいは家族連れを装って、ショッピング・モール、繁華街、公園、船着き場、観光名所等において、単独あるいは少人数(2～3人)の日本人旅行者に親切そうに近付き、言葉巧みに観光案内を持ちかけたり、飲食店等の場所を聞かれたりして接触され、親族が日本にいる(あるいは日本に興味がある)ので日本の話を聞かせて欲しい、タガログ語を教えるから日本語を教えて欲しい等と話しかける。
- b 頃合いを見計らってレストランや自宅と称する家等に案内し、睡眠薬を混入させた食べ物・飲み物を勧める。(1日～数日行動を共にし、信用させた頃に犯行に及んだ事例も報告されている。)
- c 昏睡させた後、所持金品を盗み取る。また、更には盗んだキャッシュカード、クレジットカードを使って現金を引き落とす場合がある。
- d 中には、繁華街等で金銭をせがむ子供たちにとり囲まれてしまい、困っていたところをある人物に助けられ、その後、お礼の気持ちでこの人物と食事をともにした結果、事件に巻き込まれるといったケースもある。
- e さらに、目覚めると見知らぬ家におり、「暴行された」などとして慰謝料を請求されるといった例もある。
- f また、セブでは、同様の手口で「いかさま賭博」に巻き込ませて、多額の現金・スマートフォン等をだまし取られる例もある。

★ 窃盗・強盗等の主な予防策

- 外出時には、多額の現金、パスポート等の貴重品を持ち歩かない。
- 狙いを定めて犯行に及ぶ犯人が多いことから、銀行からの帰り道などは周囲の状況に十分注意する。
- 常に手荷物から目を離さない。
- やむを得ず貴重品を携行する際には、1つのバッグに入れず分散して携行する。
- （特に女性は）極力夜間の一人歩きを避ける。
- 歩行中は、バッグを車道とは反対側に携帯するよう心がける。（肩掛け式のバッグを、たすきがけにすることが望ましい。リュックサック式の場合は、背後からジッパーを開けられ財布等を奪われることがあるので注意。なお、ひったくりの犯人はオートバイを使うことが多いため、常に万一の場合を想定し、不幸にして被害に遭った場合は抵抗せずバックから手を離す、ということ意識することが肝要。）
- スマートフォンを見ながら、電話をしながら、音楽を聴きながら等「ながら歩き」はしない。（周囲の環境の変化に注意力が低下する。）
- 移動の際は公共交通機関（LRT、バス、ジープニー等）の利用は極力避ける。
- 流しのタクシーは絶対利用しない。（店、ホテル等に呼んでもらう。）
- タクシーを利用する際は、極力複数名で利用し、必ず助手席に座る。
- 繁華街や乗り合いバスなど人混みの中では、常に用心し、バッグの中の財布の位置に気をつける（すぐ出せるところや、ズボンの後ろポケットからスリ盗られることが多い。）、また、混雑しそうなエレベータやエスカレータなど、身動きのとれなくなりそうな場所はなるべく利用しない。
- 人前で財布や高価そうなタブレット端末等を可能な限り見せない、または使わないようにする。
- 万一被害にあった際は、相手が凶器を持っていることを想定して抵抗せず、また、急いでバッグやポケットに手を入れたり、走り出したりするなどの突然の挙動を避ける。
- 見知らぬ人に軽々について行かないよう、また提供されたもの（飲食店等においては、自分が注文したものではないもの）を不用意に口にしないよう心がける。

(2) その他の犯罪

ア 殺人

残念ながら、フィリピンは世界中で日本人の殺人事件が最も多い国のひとつとなっています。事件の多くは、フィリピン人と何らかの接点を有しており、商売上のトラブル、怨恨等に起因するものと推察されます。また、外国人の例ですが、夜間、強盗に遭い、抵抗したり、突然逃げ出したりして射殺されるケースもたびたび起きています。

★ 主な予防策等

- 良好な人間関係の構築に努める（フィリピン人のプライドの高さを理解し、感情的にならず、常に過激な言動は慎むよう心がける。）。
- 言葉が分からないからといって、フィリピン人に全てを任せない。
- 多額の現金を持ち歩かない（フィリピンに持ち込まない。）。
- ホールドアップされた場合には、身の安全を最優先し抵抗せず、急な行動を避ける。（急にズボンのポケットやバッグに手を入れようとすると反撃するものと誤解されることがあるので注意が必要です。）。

イ ホテル、銀行、所属企業の強盗被害

2017年6月、ニノイ・アキノ国際空港にほど近いリゾート・ホテルにおいて、カジノを狙った強盗犯による発砲、放火により、火災で逃げ遅れた38名が死亡する事件、また2018年1月、首都圏内のホテルにおいて、押し入った複数の強盗犯により、レセプションから多額の現金等が奪われる事件が発生しています。宿泊先のホテルや、お使いの銀行、または所属企業等が強盗被害に遭う可能性も踏まえ、あらかじめ

対応を考えておく必要があります。

★ 主な予防策等

- 利用する施設の非常口、避難経路をチェックする。
- 所属先企業においては、防犯対策を見直し、日頃から狙われにくい環境を構築するよう努める。
- 万一強盗事件に巻き込まれた場合は、身の安全を第一に考え、ホールドアップされた場合には抵抗しない（両手を上げる）。また、周囲で発砲音等が聞こえた場合には、悲鳴をあげたり、叫んだりせず、避難経路から可能な限りすばやくその場を離れる。外に移動ができない場合には、直ちに安全な場所（遮蔽物の後ろ）に身を隠すことが先決ではあるが、隠れることができない場合は、銃声の方向に足を向けて床に伏せるなど、できる限り身を低くして避難の時期と退路を考える。また、隠れた場合でも、あらかじめ火災等の二次災害が発生することを想定（一旦火災が発生すると、多くの場合、屋内の階段等が使用できなくなることも予想）し、身を隠す場所や避難経路を検討することが肝要。

ウ 強姦

2018年（暦年）のフィリピン全国犯罪統計によれば、フィリピン全土で、約7.3千件の強姦事件が発生しています。強姦事件も日本と比較して発生率が極めて高いので、日頃の行動には慎重かつ細心の注意を払う必要があります。

★ 主な予防策

- 露出度の高い服装を避ける。
- （特に夜間）できるだけ一人で出歩かない。
- 薄暗い公園などの人気のない場所は避ける。
- 時間帯を問わず、単独でのタクシー等の利用をできるだけ避ける。
- 初対面の人を安易に信用・信頼せず、軽々に携帯電話番号を教えたり、また、たとえ女性複数であっても不用意に共に行動したりしない。
- 万一に備え、ホイッスル・防犯ブザー等大きな音を出すものを身につけ、危険が迫っていると感じた場合に使用する。また、危険を感じたら、躊躇せず周りの人に助けを求める。逃げる際は悲鳴をあげ続け、明るい方向や人がいる方向に逃げる。
- 在宅時も、常に施錠を心がけ、また、たとえ住居が高層階にあっても、カーテンを開けたまま肌を露出しない。

II 基本的な安全・防犯・事件・事故対策（注意事項）

上記 I では、主な日本人の被害や防犯対策の事例等を挙げていますが、犯罪手口は日々変化しているため、新しい犯罪手口の被害に遭う可能性もあります。しかしながら、その手口は変わったとしても、犯罪の特徴を正しく理解し、その手口は常に一つでないことを理解した上で、相応の心構えをもっておけば、未然に犯罪被害を防いだり、怪我の防止に役立ったりすることもあると思われれます。ここでは、主にフィリピンで長期滞在する方を対象として、犯罪に対する基本的な心構えや安全・防犯対策を詳細に説明していきます。

1. 犯罪に対する基本的な心構え

(1) 生命と身体の安全を最優先に考える

凶器（特に銃器）を使用した犯罪が多いフィリピンです。仮に強盗などに襲われた場合は、相手が凶器を所持しているものと認識し、絶対に抵抗せず、また反撃と誤解されないように、まずは身体を動かすことなく、たとえば「ポケットに財布が入っている。」などと説明する、又は指で差し示して要求された金品を差し出すようにするなど、生命と身体の安全を最優先に落ち着いて行動する。

(2) 犯罪を誘発する環境を作らない（犯行のチャンスを与えない）

ア 多額の現金や不要な貴重品を持ち歩かない。

イ いずれの人物（他人、知り合い、家族等）に対しても、絶対に暴力的な言動をとらず、諍いや争いを避ける。（日頃から恨まれないように注意する。）

（注）フィリピンにおいては、相手が誰であっても、公衆の面前で罵倒し、恥をかかせるといった行為はタブーとされています。たとえ自分の家族に対する暴力的な言動であっても、周囲からいやがられます。（従業員を他の従業員の面前で叱責したために暴行・脅迫を受けた例や、自分の配偶者や子を叱っていて他人から訴えられた例もあります。）

ウ 犯罪発生率が高いと考えられる人通りの少ない路地等には近づかない・立ち入らない。

エ 特に夜間の一人歩きはできる限り避ける。

オ バッグ等は車道と反対側に携行するか、身体の正面で持つように心がける。また、車と対抗する側の歩道を選択し、できるだけ車道から離れた側の端を歩く。

カ （特に男性は、）ズボンの後ろポケットに無造作に財布や携帯電話を入れない。

キ （特に女性は、）バッグに貴重品をまとめて入れないように心がけ、特に財布と携帯は別々に持つようにする。（犯罪に遭った時に連絡手段が全てなくなることを防ぐため。）

ク むやみに人前で財布や高価そうなタブレット端末等を取り出さない。

ケ スマートフォンを見ながら、電話をしながら、音楽を聴きながら等「ながら歩き」はしない。（周囲への注意力が低下するため）

コ 自家用車の車中に貴重品を残したまま車両を離れない。

(3) 周囲の雰囲気や溶け込む

服装、持ち物は、華美なもののできるかぎり避け、なるべく目立たないものにする。

(4) 見知らぬ人や確認の難しい話を安易に信用しない

ア 繁華街や観光名所等で言葉巧みに話しかけられても、狙われていると考えて相手の誘いに乗らない。特に、日本語で話しかけてくる人物には、男女を問わず警戒する。

イ ストーリー仕立ての犯罪もあることを十分理解し、たとえその出会いが自然に思えたとしても、知り合ったばかりの人の誘いによって、その人の家に行ったり、泊まったりしない。

ウ 家族の事故による治療・入院費用、入管での滞在査証延長手続きに必要な経費等を理由に振り込みを指示するような電話を受けた場合には、電話内容を安易に信じることなく、本人や所属先などにも事実関係を確認する。

(5) 行動パターンを単調にしない

誘拐対策にも繋がりますが、単調な行動（通勤路、通勤時間あるいは散歩時間のパターン化など）を避けるなど、行動を予測されないよう心がける。

(6) 心身とも健康に

悩み事や心配事に気を取られていたり、身体に変調を来していたりする時こそ、犯罪に巻き込まれないよう、注意・警戒する必要があります。日頃から心身の健康管理には注意しましょう。

2. 住居・住宅における安全対策

【原則】

- 鍵の管理をしっかり行い、万が一、紛失した場合には速やかに交換する。
- 室内にいるときは必ず施錠し、ドア・チェーンがある場合は忘れずにかける。
- 帰宅時に侵入された形跡が認められる場合は、中に入らず速やかに警備員に連絡する。
- 在宅中に「おかしい」と異変を感じた時は、在室している部屋を出ることにより、犯人と鉢合わせしたり、犯人の逃げ道を塞ぐ結果になり危害を受ける可能性が高くなるので、確認のため直ちに部屋を出るようなことはせず、受付、警備員等に連絡するなど慎重に行動する。万が一、犯人と鉢合わせしても、犯人を興奮させないため、パニックにならずに平静を保つ。
- 侵入が確認された場合には警察に通報する。但し、住居内は警察による指紋確認等捜査に役立てる為、そのままの状況とし、むやみに手をつけたりしない。また、所属先へも忘れず通報する。
- 心当たりのない郵便物、小包等が届けられた場合には開封（開梱）せずに、直ちに警備員に通報する。
- 使用人や警備員（いずれもかつて雇用していた者を含む）が関わっている犯行が少なくないので、平素から良好な人間関係の構築に努めるよう心がける。

【具体的対策】

(1) 来訪者の確認

ア 来訪者がある場合には、事前に警備員・受付に来訪者氏名、訪問時間を知らせる。

イ 玄関では、氏名、用件（訪問目的）を尋ね、「ドアスコープ」で確認してからドアを開ける。

ウ 修理工、電気検査員等については、慎重に身元確認を行い、不審な点がある場合は、派遣元に電話して身元を確認する。また、修理・検査時は、作業員から目を離さない。

(2) 使用人への注意

ア 住み込み、通いを問わず、使用人を通じて、自宅内の資産状況、調度品、所持品、旅行等による不在の期間等の情報が外部に漏れるおそれがあることを常に認識し、日頃から不必要な情報を伝えず、また口外しないように指導する。

イ 家族を含めた行動パターンが把握されているため、厳しく注意された場合、または解雇された場合などに脅迫や誘拐事件等に発展するおそれがあることを認識し、日頃から温和かつ節度ある態度で接し、良好な関係を築くように心がける。

ウ 見知らぬ者を勝手に室内に入れたり、当然のことながら招待したりしないように指導する。

エ 外部からの電話で、家族の連絡先を教えるように言われても、職場や携帯電話番号を教えず、電話をして来た者の氏名、所属先、電話番号、用件を聞き、家族から連絡する旨伝えるよう指導する。また、電話に出るときは不用意に名を名乗らず、また間違い電話に対しては、“Wrong Number（間違いです）”とだけ伝えて切るよう指導する。

(3) 施錠を心がける

ア 犯人の侵入口は、玄関はもとより、窓や使用人用の出入り口等、普段あまり点検しない場所が多いので特に注意して施錠を心がける。

イ 玄関等のドアの鍵の状態を定期的に点検するとともに、補助錠（ドア・チェーン等）をつけるようにする。

ウ 確実に施錠されているか、気になったら人を頼らず自分自身で点検する。

(4) 家屋（マンション以外の独立家屋）の外周を点検する

家の周囲に塀を乗り越える、あるいは2階への足場になるようなものが放置されていないか点検する。また、隣接している建物が工事用の足場等を組んだときなどは特に目を配るよう注意する。また、クーラーを設置していないクーラー取付口は、鉄又は厚い板等で厳重に閉めておく。

(5) 家の中に「安全室（パニック・ルーム）」を確保する

ア 家の中へ賊が侵入したときに備え、家族が立て籠もれる安全室（パニック・ルーム。通常は電話等が設置されている主寝室）を確保する。（安全室は、施錠可能なドアのある部屋とし、補助錠をつけておくとなおよい。）

イ 安全室内には、停電時でも使用可能な電話を設置（携帯電話可）すると共に、緊急連絡先リストを常備する。（数日分の飲食品を用意できればなおよい。）

ウ 賊に侵入された場合に備え、手渡すためのある程度の現金を用意しておく。

3. 車上狙い等自動車関連犯罪事例とそれぞれへの対策

【原則】

- 従来、車上狙いや車両強盗などの多くは、路上、特に繁華街やビル街の裏通り等の暗く、人通りの少ない場所で発生していましたが、最近では、繁華街、市街地、高級住宅街（ビレッジ）でも発生しています。また、銃器で運転手を脅して運転手や乗客ごと強奪する凶悪な事件も見られます。
- 停車中も走行中もドアは常にロックし、路上駐車はせず、警備員が配置されている駐車場に駐車し、付近に不審な人物や車が止まっていないか常に目を配り、車の中には貴重品をおかない等、注意することが肝要です。

【具体的対策】

(1) 走行中の注意

停車中も走行中もドアは必ずロックし、窓を閉める。また、一時停止中などに、車両に近づいてきて、「タイヤがパンクしている。」とか、「車から火が出ている。」などと叫んで気をひこうとする人物がいても、絶対にその場で停車せず（車から降りず）、安全と思われる場所（人通りがある場所）まで移動してから確認する。

(2) 駐車する場合はできる限り駐車場を利用する

やむを得ず路上駐車する場合は、できるだけ明るく人通りの多い場所を選び、運転手を車外（十分見通せる場所）に待機させ、監視させる。

(3) 車内には荷物（含、貴重品）を残さない

運転手や警備員がいるからと安心して、荷物（パスポート、現金、クレジットカード等の入った財布、パソコン、自宅の鍵の入ったバッグ等）を車内（トランクを含む）に残し、これらを奪われる事例もあることから、短時間でも車を離れる場合には、車内に荷物や貴重品を残さない。どうしても荷物を残す場合でも、貴重品は残さない。

(4) 運転手に対しては次のような指導を徹底する

ア 行き先、スケジュール等を安易に他人に言わない。

イ 駐車中は車から目を離さず、駐車地点から断りなく離れない。

ウ 駐車中に被害に遭った場合には、直ちに一報させるとともに、警察に通報する。

エ 車を離れる場合は必ず施錠させる。

オ 雇用する際には、履歴書、写真、無犯罪証明、健康診断書（ドラッグ・テスト）等を求め、人物を確認する。

4. その他の注意事項

(1) ニノイ・アキノ（マニラ）国際空港（NAIA）利用時の注意事項

マニラ国際空港では、荷物を車に積み込む際に複数の者に囲まれ荷物を奪われたり、特に夜間、空港から

市内への移動中に車両強盗に遭遇するなどの事件が発生しています。また、犯罪被害に限らず、入国・税関審査時のトラブルも少なくありません。マニラ国際空港を利用される場合の注意点を以下のとおり説明していきますので、十分御留意ください。

ア 入国時の注意事項

(ア) 到着直後

- ① 入国審査等において、イライラして大声を上げたり、係員に詰め寄ったりしない。(※ 特にターミナル1は、同一時間帯に複数の航空機が到着した場合(特に午後10時~11時頃)、入国審査場が非常に混み合い、審査を終えるまでかなりの時間がかかります。入国審査官は、入国目的や滞在期間、必要な査証の有無等を確認すると同時に、渡航者の態度や挙動等も同時に審査しています。入国審査場、税関検査場等で大声を上げたり、係員に詰め寄ったりしますと、入国を拒否されたり身柄を拘束されたりするおそれもあるため、気長に待つことが大切です。なお、フィリピンにおける出入国管理は、当然ながらフィリピン政府の専管事項ですので、大使館として御相談に乗ることはできても、入国管理局の決定を覆すことはできませんので、あらかじめ御了承願います。)
- ② チェック・イン(機内預け)荷物が出てくるのを待っていたり、車待ちをしている際等に、現金、貴重品等が入ったバッグを無造作にカートや地面に置いたりしない。
- ③ 日本同様、税関においては荷物の開披検査が行われる可能性があることから、税関申告は正確に行うよう心がける。(フィリピンの関税法上、外国人の荷物は、税関検査官の判断により課税対象となるか否かが決められます。たとえば日本からの旅行客については、実際に税関も開披検査を行う例が少ないことから、「ああ、申告なしとして大丈夫なんだな。」と思いがちですが、これは誤りです。一旦検査を受けると、特に高価そうなものは全てレシートの提示を求められ、レシートがなければフィリピンの関税定率に基づいて税金が徴収されます。違法性が疑われる物品や多額の現金、または滞在日数に見合わないほど大量な医薬品や化粧品等を持ち込まないようにすることは言うまでもありませんが、主に申告を要するものとしては、制限を超えた量の酒類、たばこはもとより、客観的に高価であることがわかる腕時計、貴金属類等また、スマートフォンやパソコン、タブレット端末等の通信機器類についても、たとえば何個も保有していたり、あるいは未使用品があったりすると、「未申告」を指摘され、定率に基づく関税を徴収されることがありますので、あらかじめ十分な注意が必要です。一旦開披検査を受け、そこで申告をしていなかった課税対象物品が見つかったら、検査にも時間がかかりますので、これまで税関で開披検査を受けたことがないからと安心せず、フィリピンへの持ち込み物品については、あらかじめ十分に吟味し、必要不可欠なものに限ることが肝要です。)
- ④ 空港での両替はできる限り少額にする。(常に狙われているという危機意識を持つこと。)

(イ) 空港からの移動

① 出迎えの者・出迎えの車がある場合の注意事項

現地の関係者や宿泊施設等から事前に情報を入手しておき、出迎え者又は出迎え車両が間違いないか否かを確認する。自分の氏名、所属組織を記載したボードを持っている人物がいても、直ちに信用せず、所属や関係者の情報等を確認し、不審に思ったら関係者や宿泊施設等に連絡して確認する。(賊の中には、他のボードに書かれている名前を写し取って、自らの車両に誘導しようとするものもありますので十分な注意が必要です。)

② 出迎えがない場合の注意事項

流しや客引きをしているタクシーには絶対に乗らない。空港の出口付近でむやみに話しかけてくる（タクシーを勧める）者には十分に警戒し、決してついて行くことなく、タクシーを利用せざるを得ない場合には、各ターミナル到着ロビー内にあるタクシー会社の受付カウンター(Counter Dispatched Booth)に赴いて、行き先を告げ、手配を依頼する。

【参考】所定のタクシー乗り場からタクシーを利用する際には、タクシーの側面及び内部に記載されている会社名、プレート番号、連絡先番号（固定電話番号乃至携帯電話番号）を控えるとともに、タクシーに乗車していることを、待ち合わせの人、家族、職場の同僚等にテキストしておくことも一案です。勿論、現場に到着したら、無事到着したとの一報を入れることも忘れずに。

③ 夜間到着便利用時の注意事項

- 特に夜間は犯罪が起こりやすいこともあり、空港からの移動にも様々なリスクが生じやすくなるため、夜間到着便の利用はできるだけ避ける。都合により夜間到着便を利用せざるを得ない場合は、あらかじめ到着時の出迎え体制を確認しておく。
- 流しのタクシーには絶対乗らず、自家用車や事前に手配した車を利用する。
- 到着日、到着便を不必要な人に知らせない。運転手、使用人にも指示を徹底する。
- 目立たない服装を心がける。
- 家族等関係者とこまめに連絡をとる。
- 混雑していてもできる限り裏道等を使わず、幹線道路を走行し、停車中でもドアはロックする。
- 逃走経路を確保するため、停車する場合は前の車との間隔を開ける。（最悪の事態を想定し、行く手を塞がれ、停車せざるを得ないような場合、抵抗は避けることが肝要です。）

【参考】ニノイ・アキノ（マニラ）国際空港（NAIA）：02-877-1109（代）

- ・ターミナル1 警備部門：内線 4102, 空港警察：内線 3670
- ・ターミナル2 警備部門：内線 2237, 空港警察：内線 2239
- ・ターミナル3 警備部門：内線 7822, 空港警察：内線 8060
- ・ターミナル4 警備部門：内線 3483, 空港警察：内線 4146

(ウ) 出国時

- ① チェック・イン時や搭乗控え室で、機内持ち込み手荷物の量が多いなどとして、機内預けを求められ、これに従う場合には、後のトラブルを避けるためにも、たとえ貴重品が入ってなくても必ず施錠する。
- ② フィリピンでは、特に係争中の裁判などの事情で、相手側から出国差し止め命令(Hold Departure Order)が裁判所に提出されている場合、航空会社でのチェック・インはできても、出国が認められない場合があるので注意する。
- ③ 手荷物のX線検査に際しては、自分の手荷物が確実にX線探知機に入ったことを確認してから素早く金属探知のゲートをくぐり、自分の手荷物を可能な限り目を離さないようにする。（※ 手荷物をベルトに乗せたまま、X線機器に入るのを確認せずに、自分だけが金属探知機をくぐった結果、出てきた手荷物から貴重品等が抜かれたり、また意図的に何者かが何かを入れたりするおそれもありますので、目を離さないようにすることが大事です。）
- ④ X線検査を終えた荷物について、警備員等から手回り品又は土産物のレシートを求められ、提示で

きないと答えると、その場で「罰金」を支払うよう命じられる例もあるが、そうした場合は、決して感情的にならず、「責任者を呼んでもらいたい。」等、冷静に対応する。

(エ) 入国・出国時それぞれに共通する注意事項

1 万米ドル相当額以上の外貨の持ち込み・持ち出しには申告が必要です。また、ペソ貨の場合は、5万ペソ以上の持ち込み・持ち出しに制限がありますので、それぞれ十分御注意ください。

(2) 交通安全・事故対策

【原則】

- シートベルトを着用する。(運転席及び助手席ではシートベルトの着用が義務づけられています。後部座席は義務づけられていませんが、子供を含め、できるだけ着用するようにしましょう。)
- 「交通ルールは守る」、「スピードは控えめに」、「わき見運転をしない」、「ブレーキは早めに」、「飲酒運転は絶対にしない」など、徹底して安全運転を心がける。(運転手にも指導する。)
- 不幸にも事故を起こした場合は、安全確保、人命救助、警察への連絡を必ず行う。
- 加害、被害事故及び物損、人身事故等双方に対応できる保険に加入しておく。

【事故を起こした場合の具体的対応】

- ア 交通量の多い場所では特に、まず車両を移動して身の安全を確保した上で、負傷者の有無を確認する。(起こしてしまったことにショックを受けていると、人命救助がおろそかになることもあるので注意。気を奮い起こし、落ち着いて冷静に行動する。)
- イ 負傷者がいる場合は救護を最優先とし、救急車を手配する。
- ウ 相手の車の登録証及び運転免許証から住所、氏名及び連絡先を確認し、警察に通報する。(この時点で可能であれば事故現場を写真撮影する(証拠保全及び保険請求資料のため)。
- エ 所属先の同僚、上司、家族、信頼できる友人等と速やかに連絡をとり、事故発生の実態、状況を通報する。(可能であれば、そうした信頼できる人に現場に来てもらう。)
- オ 交通事故の概要を保険会社に連絡する。
- カ 目撃者がいれば、証言内容、住所、氏名及び連絡先を控える。
- キ 担当警察官の官職、氏名及び連絡先を確認する。
- ク 過失の判断がつかない場合は、早計に過失を認めたり、謝ったりしない。ただし、こちらに明らかな過失がある場合は、誠実に対応することも肝要。(※ 当地の交通事故の処理においては、過失の有無よりも損害補償の可否が重要とされる場合が多いため、保険に加入しておくことをお勧めします。)
- ケ 加害者として身柄を拘束されたら、家族、会社、弁護士、大使館等に連絡する。(※ 邦人が加害者となった事件では、通常、当局から大使館に事案についての通報がなされることになっていますが、連絡が遅れることもありますので、大使館(邦人保護ホットライン:02-551-5786)への通報をお願いいたします。なお、被害者との間で示談解決を図る場合、言葉の問題もさることながら、事故後の問題をできる限り排除する観点からも、正當に弁護士を介して対応することが望ましいと思われまふ。特定の弁護士との相談

が難しい場合、大使館では弁護士のリストをお見せすることもできます。)

(3) 麻薬等違法薬物について

現在、フィリピンでは、国を挙げて覚醒剤などの違法薬物対策に取り組んでおり、これまで以上に違法薬物関連の犯罪に対する取り締まりが強化されています。その取り締まりは非常に厳しく、犯罪者に対しては当局として容赦のない対応をとる場合もあります。外国人も例外ではありません。興味を示さないようにすることは当然ですが、繁華街の路地裏など麻薬・薬物犯罪の温床となるような場所には近づかない、見知らぬ人物から不審なもの（タバコ、高級茶葉と称される例が多い）を購入しないなど、違法薬物に関わらないよう細心の注意を払ってください。

なお、次の点にも留意してください。

ア 警察によるおとり捜査も実施されており、興味を示した観光客等が、密売人と思しき人物から何らかの薬物を見せられ、これを手にした時点で現行犯逮捕されることもある。「ただ、実物を見てみたかっただけなのに・・・」等の言い訳は通用しないので留意する。

イ 自分では気付かないうちに「運び屋」として利用される可能性もあるので、出国の際、見知らぬ人物又は知り合ったばかりの人物から、「〇〇氏へおみやげを持って行って欲しい。」などの依頼を受けた場合は、毅然とした態度をもってこれを断る。なお、知らない間に手荷物に薬物等を入れられてしまうこともあるので、空港等においては手荷物の管理を徹底することが肝要。

(4) 賭博行為について

賭博行為は、フィリピン娯楽賭博公社（PAGCOR）が運営する施設や公営競馬、公営闘鶏などを除き、禁止されています。つまり、私的賭博行為は処罰の対象となります。（ちなみに、違法賭博の取締りに関する大統領令では、違法賭博に関する情報提供者には報償金が与えられるようです。）違法賭博に関与した外国人は、身柄を拘束されるばかりでなく、保釈されたとしても、その後の公判期間中は出国を停止され、有罪となれば、禁固刑を科されたり国外退去となったりする例もありますので、繁華街での私的賭博に関わらないよう十分注意してください。

(5) 売買春について

当然ながら、売買春は処罰の対象となります。フィリピン刑法においても厳しい量刑が定められており、たとえば未成年者に対するわいせつ行為や売買春の勧誘や強要を行った場合、最高で終身刑等が科されることもあります。

フィリピンでは、売買春に絡む恐喝、いわゆる美人局（つつもたせ）や詐欺まがいの例に巻き込まれる外国人旅行者が少なくありませんが、多くの場合、旅行者側の遵法意識が欠けていることも事実です。誘いに乗ることのないようくれぐれも留意してください。

(6) 喫煙・飲酒場所について

フィリピンでは、全土において、指定された場所以外での喫煙・飲酒を禁じる大統領令が施行されており、警察官や自治体の係員等が厳格な取締り活動を行っています。歩行喫煙・飲酒や吸い殻のポイ捨て等を見とがめられると、通報を受け、初犯でも罰金が科されます。常にモラルある行動を心がけましょう。

(7) 悪徳業者（ぼったくり）について

フィリピンには、相手が外国人と分かると法外な料金を請求するような商店（飲食店）や業者も存在します。トラブルの元になる職種は飲食店に限らず、弁護士や葬儀社等、多岐にわたりますので、十分な注意が

必要です。ただし、近年、フィリピンの物価・人件費等は上昇傾向にあります。当然ながら、高額な請求全てが「ぼったくり」であるわけではありません。事前によく確認するとともに、見積書や請求書、領収書等を見て内訳を確認し、絶対に感情的にならず、不明な点があれば細かく店員に尋ねるなど、冷静な判断、対応に努めることも肝要です。

(8) 個人情報保護に関する意識の乏しさ

フィリピンでは、たとえば婚姻許可申請者の氏名・住所等が市役所に一定期間掲示されたり、滞在許可申請者の情報が入国管理局のホームページに掲載されたりすることが一般的であり、個人情報保護に関する意識は希薄であり、法律も整備されていない状況です。そのような状況ですから、たとえば日本人が何らかの事件・事故に巻き込まれた場合、警察等当局が当事者・被害者の氏名等を一方的に公表してしまうこともあります。その点、日本とはまったく異なることをあらかじめ十分承知して生活する必要があります。

Ⅲ テロ・誘拐・脅迫対策

1. テロ対策

(1) 概況

ア フィリピンには、モロ・イスラム解放戦線(MILF)過激派、バンサモロ・イスラム自由戦士団(BIFF)、モロ民族解放戦線ミスアリ派(MNLF-MG)、アブ・サヤフ・グループ(ASG)、マウテ・グループ等といったイスラム系反政府勢力・過激派組織や、共産系反政府勢力(新人民軍(NPA)等)が存在し、これまで、主にミンダナオ地方(西部及びスルー海島嶼部等)で無差別爆弾事件、身代金目的誘拐事件、襲撃事件等のテロ活動を展開しています。

イ 上記のイスラム系過激派組織(反政府武装組織)の中には、ISIL(イラク・レバントのイスラム国)への忠誠を表明している組織が存在します。2016年、ISILはASGの幹部を地域の指導者に任命したと発表しているほか、「ISIL フィリピン」を名乗る武装集団が自国におけるジハードの実施を呼びかけるなどした動画が公開されています。また、ISILは、フィリピン国内の事案に対する声明の発出をはじめ、他国の戦闘員に対しフィリピンへの集結を呼びかける動画を公開するなど、フィリピン国内組織との関係構築をうかがわせる事案が発生しています。テロ撲滅のため、反政府武装組織に対するフィリピン治安当局による掃討作戦が展開されており、それら組織には弱体化の傾向も見られますが、今後、外国人戦闘員の流入などにより、再び活動を活発化させる危険性もあります。

ウ 2017年5月、ミンダナオ島西部、南ラナオ州マラウィ市(危険情報レベル3の地域)において、マウテ・グループ等による市街地占拠事案が発生し、当局による奪還作戦に伴う両者の交戦により、同市周辺地域では、これまでに市民を含め千人を超える死者が生じるなど、混乱が続きました。激しい衝突は同年10月に終結していますが、未だ現地では同テロ組織関係者の捜索等が継続されており、治安維持の難しい状況が続いています。フィリピン大統領府は、同年5月23日付で、ミンダナオ地域全域(ダバオ市、ジェネラルサントス市等都市部並びにスルー州、バシラン州及びタウイタウイ州を含む)に対する戒厳令を発出しています。(2019年12月に、2019年12月末まで再延長することとなりました。)この戒厳令に伴う当局の措置は、地域によって異なりますが、都市部において市民の身分証明書の携行が義務付けられているほか、特に都市部周辺地域では検問が強化されており、また西ミンダナオの一部地域において夜間外出禁止令が発出されています。

以上に加え、ASGは、サンボアング地域、スルー諸島等において身代金目的の外国人誘拐や地元住民の拉致、地元企業に対する襲撃等の事件を繰り返しており、またBIFFは、バシラン州、スルー州、マギンダナオ州などで国軍等との衝突を繰り返すなど、それぞれ多くの死傷者が生じています。

エ また、近年、イスラム過激派組織による事件があまり見られなかったミンダナオ西部地域以外の場所において、次のような事件(テロないしテロの可能性のある事件)も発生しています。

(ア) 2016年9月、ミンダナオ地域のダバオ市の夜間市場において爆発事案が発生し、15名が死亡、60名以上が負傷(この事件の発生を受け、ドゥテルテ大統領は、フィリピン全土に「国家非常事態宣言」を発出しました。なお、当局は、この事案に関与した被疑者の多くを逮捕しており、またいずれもマウテ・グループのメンバーであるとしています。)

(イ) 同年11月、首都マニラにある在フィリピン米国大使館前の路上で爆発物が発見され、当局がこれを回

収・処理（当局は前述のマウテ・グループ等過激派組織の関与を指摘しています。）。

(ウ) 同年 12 月、レイテ島の一部地域（ヒロンゴス）において爆発事件が発生し、35 名が負傷（当局はこれについてもマウテ・グループ等過激派組織の関与を指摘しています。）。

(エ) 2017 年 4 月、ボホール島の一部地域（イナバンガ）において、アブ・サヤフ・グループのメンバーと治安部隊との間で武力衝突が起き、双方合わせ 9 名が死亡（その後の当局の作戦によりボホール島内の本件テロリスト関連勢力はいずれも殺害・逮捕されています。）。

(オ) 同年 4 月末及び 5 月初旬、いずれも首都マニラのマニラ市キアポ地区において爆発事件が相次いで発生し、合わせて 2 名が死亡、20 名が負傷（当局による捜査が続いています。）

なお、都市部においては、実際に事件は発生しなくても、「爆発物を仕掛けた」などの情報を受け、実際に多くの人々が治安当局の指示で避難するような例も発生することがありますので、注意が必要です。

(2) 具体的対策

主要都市部、特に首都圏でテロ事件が発生すれば、それ自体、テロリストにとっては国際的に存在を示すことになることから、主要都市部が常にテロの標的となる可能性があることを、あらためて認識する必要があります。テロ組織の活動は予測困難であり、また、フィリピン国内の流動的な情勢等に乗じた模倣犯、愉快犯の出現も懸念されることから、予断は許されず、常に十分な注意と警戒が必要です。今後も以下の諸点に留意しながら、日頃から注意を怠らないことが大切です。

ア フィリピンの政治、社会情勢に関心を持ち、情勢の推移を報道等でできる限りフォローして最新の関連情報の入手に努め、「日本ではない」ということを忘れず、注意を怠らない。

イ テロの標的となりやすい場所（※）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払う。（※ 各種イベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設（特に軍、警察、治安関係施設等）

ウ 祝祭日、各種イベント等、象徴的な日、あるいは人の集まる日や場所にも注意する。（※ かつて、フィリピンの祝祭日にあわせて、テロ（爆発）事件が発生したこともあります。フィリピンにとって象徴的な日には普段以上の注意を払いましょう。）

エ 万一、テロ事件（特に爆発事件）に遭遇した場合は、パニックにおちいらず、冷静に行動することが肝要。特に身近に爆発音を聞いた場合は、姿勢を低くして周囲の状況を確認し、可能であれば、出来る限り速やかにその場を離れる（同一のエリアにおいて、時間差で複数回爆発させる傾向がある。）。

（※ 建物に入る場合は、非常口をあらかじめ確認する癖をつけましょう。また、治安当局や建物の管理者・警備担当等の指示がある場合は、冷静に指示に従いましょう。なお、繁華街や混み合うビル、劇場などでは、我先に出口に殺到する群衆が死傷者を増やすことを肝に銘じ、落ち着いて避難のタイミングや経路を見極めることが肝要です。）

2. 誘拐対策

フィリピン国家警察によれば、誘拐は、ミンダナオ地方のみならず、たとえばマニラ首都圏等都市部においても、年に数十件、組織的な犯行・発生報告が寄せられているようです。その目的は様々かもしれませんが、犯人となる人物や組織が、事前に周到的な調査・準備を行った上で犯行に及ぶことの多い犯罪といえます。資金源という意味でも、特に外国人を含む富裕層が標的にされやすいため、現地人とは平素から良好な関係を構築するように努めましょう。

(1) 平素の心構え

- ア 日頃から、フィリピン人に恨まれたり憎まれたりしないよう、言動に十分注意するとともに、金銭トラブルや男女問題等が発生しないよう心がける。
- イ 単調な行動パターンを避ける。日常の行動を見直し、意図的に通勤路や通勤時間を変更するなど、他人に予測しにくい状況を作ることが肝要。
- ウ 部外者から見えるところにスケジュールを示すものを置かないよう注意し、名前、住所、電話番号（固定、携帯とも）並びに家族構成等の情報は必要な人以外には教えないようにする。
- エ 子供の学校送迎を使用人のみに任せない。
- オ 使用人に対しては、電話対応等、他人への対応について以下の内容を徹底指導する。
 - (ア) こちらから名乗らない（間違い電話の確認には、電話番号を聞くよう指導する。）
 - (イ) 家族の連絡先（携帯電話番号）やスケジュールなどを勝手に教えない
 - (ウ) 来訪者や（当然ながら使用人自身の）友人・知人を勝手に自宅に招き入れない
- カ 自宅周辺や職場で不審な人物、車両を見かける等日常生活の中で普段と違ったことはないか、尾行されたり、写真（ビデオ）をとられたりしていないか、無言電話や間違い電話等不審な電話が続いていないか等、不審な兆候の有無に注意する。
- キ 家族（特に子供）にも見知らぬ人の誘いにのらない、一人で外出しないなど、防犯の基本を十分指導するよう心がける。

(2) 家族あるいは会社関係者が誘拐された場合の対応

常にあわてず、騒がず、落ち着いて行動することが肝要です。犯人側は交渉人を指定し、その人物の独断を迫るでしょう。しかし、無論独断は危険です。警察等関係当局との連携を念頭に置いて、最初はとりあえず集められるだけの情報を集めるよう心がけましょう。初動の指針を以下のとおり説明します。

- ア 事件発生を認知したら、事件の性質に鑑み、事の真偽を問わず、外部への情報漏洩、不用意な発言等により事件解決に悪影響を及ぼすことを避けるため、情報共有できる関係者を絞り込むこと。（会社の場合、軽々に会議などを催さず、関係者のみ淡々と行動するよう心がけることが肝要。）
- イ その後、以下のことを確認し、詳細なメモを作成する。

(ア) 提報者（誘拐犯人。名（組織名）、性別、声質、背景の雑音、通話時刻、通話時間、わかれば電話番号等）

(イ) 人質（氏名、生年月日、服装）

(ウ) 受信者（氏名、人質との関係）

(エ) 受信時刻及び提報内容（5W1H（誰が、誰を、いつ、どこで、なぜ、どのように）を確認）

(オ) 被害者生存の確認（提報者が犯人である証拠）

ウ あらためて犯人側との交渉役を決定する。電話での交渉に当たる人物は、多くの場合、犯人側から同一人物を指定されること、また交渉が長期に及ぶことなどを想定し、精神力の強い、落ち着いた、できる限り人質に近い人物を選定する。（この時点で可能であれば電話録音機を用意。また、犯人側との連絡の際、合い言葉を決めておくといよい。）

エ 関係当局と連携を図る。犯人側はおそらく、「警察に知らせたら人質を殺す。」などと脅してくるが、独断対応は犯人側の思うつぼ（脅迫事件同様、カネでの解決は第二、第三の事件発生につながるおそれも高く、本当の事件解決にはつながらない。）。公的ルートを通じて治安当局の協力を要請するので、大使館に報告、相談すること。（※ 大使館は当局に対し人命第一の慎重な対応を要請しつつ、進捗を関係者とともにフォローします。なお、フィリピンでは、事件の性質を問わず、警察等関係当局が被害者等の氏名、住所、年齢等を公表することがあります。もちろん当局に対しては、大使館としても、事件発生の実事のみならず、人質の情報等を公表しないよう強く求めますが、あらかじめ家族等関係者間でも十分承知しておいていただく必要がありますので、念のため申し添えます。）

オ （警察等関係当局の指示に従いながら、）原因や背景の考察、犯人像の絞り込みを行う。

(3) 自分自身が誘拐された場合の対応

ア 家族や関係者に向けた心配や苦労は自らの無事解放で報われることを念頭に、自重し、感情的にならず、抵抗・挑発せず、無事過ごせるよう心がける。

イ 犯人側への同情を避ける。（※ 犯人側と長期間寝食を共にすることは、精神的ダメージにつながると考え、時に心の平静とバランスを憂慮し、自問自答を繰り返すことが肝要。（精神バランスが崩れると、犯人側への同情心が強くなり、救出される際に逃走の自助努力を忘れ、怪我をしたり命を落としたりする人質もいる由。）

ウ 犯人側の動きは救出部隊の観察下にあると想定し、常に突然の突入に備える。

3. 企業・個人等に対する脅迫対策

誘拐同様、身近に起こり得る犯罪のひとつであり、その脅威は確かに存在しています。個人的なものや企業に対するものなど多種多様ですが、「相手の正体」や「相手の目的、要求」が明確であれば、直ちに大使館及び警察等関係当局と相談して、特定の相手に対する初動体制を速やかに構築することができるでしょう。ただ、

匿名の電話や手紙などによる脅迫・恐喝は真偽（信憑性）のほどを判断する必要があります。直ちに要求をのんだり、直接交渉に臨んだりすることが上策でないことは言うまでもありませんが、無視して放置するのも危険です。大使館、治安当局と連携して真偽（信憑性）等を判断しつつ、卑怯な犯罪に対する確固とした信念を持って、毅然とした姿勢で初動体制を築きましょう。

脅迫事案に係る一般的な真偽（信憑性）の判断基準や初動体制を以下に説明します。

（１）真偽（信憑性）の判断基準

ア こちら側の落ち度や欠点を指摘し、これを脅迫・恐喝の理由としている場合、事案の信憑性は高い。また、その理由によって犯人像の絞り込みが可能となるケースが多い。

イ 要求が具体的で明確な場合、そしてその要求に従わない場合の宣告が示される場合は、単なる嫌がらせではない可能性がある。要求によっては犯人像（組織）の絞り込みが可能となるケースもある。なお、要求が金銭でない場合は、信憑性は高い。（※ 事案の種類にもよりますが、とりわけテロ組織等による脅迫・恐喝事案の場合、犯人の多くが金銭による安直な事態の収拾、解決を望んでいます。従って、軽々に金額の交渉に入ることは彼らを増長させるのみならず、第二、第三の脅迫につながるおそれがあります。公的ルートを通じて警察等関係当局の協力を要請しますので、まずは大使館に報告、相談するようにしましょう。）

ウ 単に個人（企業であれば社長、社員等）の殺害や誘拐を予告してきている、あるいはほのめかしている場合は、その信憑性は一般的に高くはない。ただし、脅迫の一形態である「爆破予告」のように、極めて時間の限られたケースについては、事案の真偽を問う前に、まず避難の検討、また避難を行うことができるようにしておきたい。「爆破予告の対応」については、後述（下記（３））する。

（２）事件発生時の初動体制

ア 事件認知後、速やかに関係者の限定を図る。

イ 内容、日時、送信者（電話の場合は氏名、性別、声質、背景の雑音等、通話時刻、通話時間、）、受信者を確認し、詳細なメモを作る。

ウ 交渉役を設定する。（電話録音機などを用意、また、犯人側との連絡の際、合い言葉を決めておくとうよい。）

エ 大使館、関係当局と連携を図る。

（３）脅迫の一形態、爆破予告の対応

特に企業においては、電話を受けた人物の対応とその説明が、その後の対応判断（避難の是非判断等）を左右するので、受付係などには次の諸点をよく説諭の上、シミュレーションを行っておくのが上策と考えます。

ア 受信者は、相手から多くの情報を引き出そうとして焦らず、最低限次の情報を入手するように努める。

イ 爆弾をどこに仕掛け、いつ爆発するか。（明確でない場合、信憑性は低い。）

ウ 先方の人定を尋ね、匿名とする場合は、これにこだわらぬこと。

エ 当方の氏名、あるいは社名、事業内容等を知っているか否か語らせるようする。(相手がこれを知らない場合はもとより、泥酔していると見込まれる場合、あるいは子供である場合などは、信憑性は低い。)

オ 受信者はその後、速やかに責任者に対し、「受信内容、受信時刻、発信者」等を簡潔に報告する。

カ 責任者は、警察や大使館にこれを通報するとともに、避難の是非を判断する。(避難すべしと判断する場合は、直ちに避難場所を選定し、全ての関係者に場所を示しつつ、落ち着いて避難するよう呼びかける。)

(参考1) 爆発物の威力

次の3つの効果があるとされる。

- 爆風効果

爆発物が爆発すると爆心から外へ衝撃波が発生し、その圧力は爆心から数メートルの位置で1平方センチあたり100トンにも達する。

- 焼夷効果

爆発速度の遅い火薬類が爆発すると火災が発生する。

- 破片効果

爆弾が爆発すると爆弾本体等が飛び散り、爆心から数メートルの所で秒速810m位になる。破片が人に命中する確率は、直立していた場合を100とすると、中腰になれば66、爆心に対して直角に伏せたら33、真直ぐ伏せると15になる。

(参考2) 避難に際しての注意

避難場所は、爆発物の持つ威力を考慮しつつ、できるだけ遠くに設定する。また、予告時刻まで余裕のない場合は、関係者に対し、できるだけ離れて爆発物の方向に足を向け、頭を抱えて地面に伏せるよう指導する。

IV 自然災害や大規模テロ事件等の緊急事態発生に対する心構え

前述のとおり、ミンダナオの一部地域等においては、フィリピンの治安当局と反政府武装組織との衝突・交戦等がいまなお発生していますが、そう遠くない過去には、マニラ首都圏等においても、大規模なデモ、クーデター未遂事件、大統領・上院・下院・バランガイ（最小の行政単位）等各種選挙をめぐる選挙運動の過熱化に伴う暴力事件等が発生していますし、国内の流動的な情勢等もあって、どこで起きてもおかしくないテロの脅威も未だに存在しています。

一方、フィリピンは、地震、台風、火山等、大規模自然災害の脅威にもさらされています。たとえば台風がひとたび上陸すれば、交通機関は麻痺し、家屋の浸水、道路の冠水、高潮、土砂崩れ等多くの被害が発生します。2013年11月には、過去に類を見ないほど猛烈な台風30号（台風ヨランダ）が上陸し、6千名以上の命が失われました。そして火山。1991年には、マニラ首都圏から北東約100kmの距離にあるピナトゥボ火山が20世紀最大級と言われる大噴火を起こし、火砕流等によって数百名に及ぶ死者を出しましたし、昨年は、マヨン火山の噴火により、延べ6万5千人以上が避難する事態となりました。それに地震。2013年にはビサヤ地方（ボホール島）、最近2017年2月にはミンダナオ北東部で強い地震が発生し、それぞれ大きな被害も出ています。火山では噴煙による健康被害や雨による泥流（土石流）被害、地震では火災等、二次災害の発生にも厳重な注意が必要です。

我々の生活を脅かすこのような緊急事態が、いつ、どこで、どのような形で発生するかを的確に予測することは困難ですが、平時から緊急事態に備えた心構えを持ち、御家族、職場で話し合い、関係各所の緊急連絡先を家族、所属先企業、組織・団体間で共有しながら、連絡体制を確認したり、行動要領を検討したりすることが非常に重要なことです。

もちろん、このような緊急事態が発生した場合には、大使館におきまして、正確な情報収集に努め、事実関係を確認し、皆様に必要な情報を迅速に提供するとともに、安否確認に力を尽くしますが、状況によっては通信に問題が生じることもあるでしょう。

以下は、そのような不測の緊急事態において、我々自身が迅速かつ適切な行動をとるために必要な心構えや準備しておくべき事柄をとりまとめたものです。御参考として、一度、御家族や関係者と御検討いただきますようお願いいたします。

1. 平素からの準備・心構え

(1) 連絡体制の整備

緊急事態発生時に安全を確保し、安否を確認する上で、連絡が確実かつ迅速に行われることが非常に大切です。次の諸点に御留意ください。

ア 「在留届」の提出、「たびレジ」の登録

大使館として、邦人が当地に長期に在留していることを把握し、安否確認含めて連絡を行う場合の基礎となるのが「在留届」です。フィリピンに3ヶ月以上滞在される場合は、必ず「在留届」を提出してください。（転居等に伴う住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等に変更があった場合には、変更事項を忘れずに大使館までお知らせください。）また、御旅行、御出張等でフィリピン又はフィリピン以外の国に渡航される際は、万一来に備え、事前に必ず、「たびレジ」の登録を行うように心がけましょう。

※1 併せ、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。2013年の台風30号では、日本の親族から多くの安否照会がありましたが、当時はたびレジもありませんでしたし、在留届を提出していなかった方が少なからずいらっしゃったことで、御親族も大変に心配され、また大使館の安否確認作業にも大きな支障を生じました。あらためて在留届の提出（併せ帰国・転出の届出や登録事項変更の届出）、たびレジの登録を励行願います。）

※2 2019年1月から在ダバオ日本国総領事館が開設されましたので、同総領事館から発信される情報を受け取る場合には、別途登録する必要があります。

イ 緊急時の連絡先・方法の整備

(ア) 親族間、企業を含む所属組織・団体間の連絡については、日頃から連絡先を把握できるようにしておき、緊急時の連絡が確実に行われるよう整備するとともに、年1回は、緊急連絡網による訓練をするようにしてください。

(イ) 組織・団体に所属していない場合でも、近くに住んでいる方や知人・友人等と日頃のお付き合いを通じて、緊急事態が発生した際の連絡先を交換し合っておくことが大切です。

(2) 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

(準備しておくべき品物等については、末尾の「V 参考」の(2)チェックリストを御活用ください。)

ア パスポート、現金(ペソ貨(できるだけ少額な額面のもの)、外貨(米ドル、日本円等))、クレジットカード等、最小限必要なものは、直ぐ持ち出せるよう用意しておくことが大切です。

イ 情勢の推移によっては、一定期間自宅、状況によっては職場での待機が必要となる場合も想定されますので、飲料水、非常用食料、医薬品、燃料等を家族(職場においては職員)分10日程度準備しておくようにしてください。

ウ 普段、車両で移動することが多く、御自身の居住地や勤務先がどこに位置するかあまり気にかけていないのではないかと思います。一方、緊急事態発生地点と現在地(自宅、職場)の位置関係、避難場所、避難経路等を検討しておく上で地図はとても大切です。徒歩での移動に備えて、折りたためる地図を一つ用意しておかれるとよいでしょう。

(3) 避難経路・場所の確認

自宅、勤務先における避難経路や家族の避難場所、また通勤途上における一時避難場所等をあらかじめ確認・検討するようにしてください。(どこにいても、常に、非常口や階段等の場所又は避難場所等を確認する癖をつけるようにしましょう。ただし、避難の際には、緊急事態の形態に応じ、たとえば余震、火災の発生、また非常口に殺到する人々による将棋倒しの発生等を想定し、タイミングや経路を、落ち着いて見極める必要があります。)

(4) 情報収集

大使館では、各種の安全対策情報を、下記アの方法をもって情報発信しますが、皆様におかれても、下記イなどを通じ、御自身による情報収集努力も怠りなきようお願いいたします。なお、非常事態時には、通信網が破壊されることが多いため、テレビやインターネット等からの情報収集が困難となることを想定し、短波ラジオ受信機の常備を強くお勧めします。「NHKワールドラジオ日本(短波放送)」は非常事態の際、日本の外務省からの情報発信を積極的に行います。

ア 日本の外務省、日本大使館からの情報発信

●外務省・大使館による情報発信(通称:領事メール)

緊急事態発生時に在留届・たびレジの記載・登録のあったメールアドレスに自動的に送信されます。

●メールマガジン

各種情報が自動送信されます。(大使館ホームページから御登録ください。)

●大使館HP上の記事掲載

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

●NHKワールド短波ラジオ日本（2019年2月現在）

※ラジオ（日本語放送）の放送時間は次のとおりです。スマートフォン用アプリでも聴取可能です。

フィリピンでの放送時間	周波数
02:00-05:00	17810 kHz
07:00-09:00	15280 kHz
09:00-15:00	11815 kHz
21:00-23:00	11665 kHz

【参考】マニラ日本人会では、フィリピン日本人商工会議所とともに携帯電話のテキストメッセージを使用した緊急連絡システム「J-SMS (JAMI/JCCIP Short Message Service)」を2009年から運用しています。同日本人会会員、同商工会議所会員企業には、大使館からの通報に基づき、このサービスを通じた情報提供も行われます。

イ フィリピン関係機関による情報発信

●フィリピン国家災害リスク削減管理委員会

<http://www.ndrrmc.gov.ph/>

●フィリピン気象庁

<https://bagong.pagasa.dost.gov.ph/>

●フィリピン火山地震研究所

<https://www.phivolcs.dost.gov.ph/>

(5) 一般回線不通時の連絡体制の整備・検討

2013年の台風30号被害では、台風の中心が通過した地域の通信網が完全に破壊され、同地域では、しばらくの間、まったく連絡できない状況が続きました。こうした場合の対応や代替連絡手段をあらかじめ想定しておくことも重要です。（可能であれば、衛星電話、長距離無線機の購入・整備等も御検討ください。）

また、緊急連絡先は、携帯電話への登録とは別に、メモの保管を心がけるようにしてください。

2. 緊急事態発生時の対応と留意事項

(1) 初動

緊急事態が発生した場合には、現在の居場所（自宅、勤務先、外出先等）が安全かどうか、避難すべきかどうか、またどこに避難すべきか等については、大使館からの連絡（指示）を待たずに、皆様御自身、落ち着いて御判断いただかなければなりません。いかなる場合であってもパニックに陥らぬよう心がけましょう。また、警察官や自治体職員等当局者から指示がある場合、あるいは避難場所が指定されている場合は、必ずその指示等に従うようにしましょう。（なお、繁華街や混み合うビル、劇場などでは、我先に出口に殺到する群衆が死傷者を増やすことを肝に銘じ、まず自分、と言う気持ちをもって、周囲のヒトに声をかけ、落ち着いて避難のタイミングや経路を見極めることが肝要です。）常に周囲の状況に注意を払い、インターネット、テレビ、ラジオ等を通じて被害状況、被災地域等の情報を収集し、危険な場所には絶対に近づかないようにしてください。（地震の際は、まず頭部を守り、避難路を確保し、揺れが収まったら火の元をチェック

し、余震・本震に備えてください。)

(2) 安否確認 (関係者や大使館への連絡)

事態を認知し、少しでも状況が把握できたら (地震の場合は、断続した大きな揺れが収まったら)、まず落ち着いて自分と家族の安否を確認し、通信可能であれば、現状を速やかに関係者 (関係者がいない場合は大使館) に伝達するようにしましょう。大使館では邦人全員の安否確認を行いつつ、必要な情報提供を行いますので、団体・企業の場合は、できる限り団体・企業ごとに代表者を決めて大使館と連携をとるよう心がけてください。大使館は、緊急事態の状況に応じて、避難が必要と判断した場合には、緊急避難をお願いすることがあります。

(3) 待避

深刻な緊急事態が発生したことにより、治安や生活環境が極度に悪化し、一時的な避難や国外を含めた退避を検討しなければならなくなる事態がないとは言い切れません。しかしながら、まずは、緊急事態の形態、事態の推移等を見極めながら、自宅・職場・外出先等での待機、一時退避、国外退避の必要性を判断することになります。

ア 自発的な退避の場合の留意点

(ア) 事態が悪化し、自己又は派遣先の会社等の判断に基づき、自発的に帰国又は第三国へ退避する場合は、その決定及び帰国 (退避) 者全員の氏名を大使館に通報するようお願いいたします。

(イ) 大使館では、安否が確認されない邦人については、確認されるまで作業を継続しますので、御一報頂けますと助かります。一方、退避時には大使館へ連絡する余裕もないと考えられますので、その場合は退避後で差し支えありませんので、大使館 (電話: +63-2 (02) -551-5710 (大使館代表) 又は+63-2 (02) -551-5786 (邦人保護ホットライン)、e-mail: ryoji@ma.mofa.go.jp) 又は日本の外務省 (領事局海外邦人安全課: +81-3 (東京 03) -3580-3311 (外務省代表)) に忘れずに通報するようお願いいたします。

イ 大使館が退避勧告等に関するメッセージを発出した場合の留意点

(ア) 大使館が「退避の勧告」や「退避の可能性の検討や準備を促すメッセージ」を発出した場合、一般商用機が運航している間は、それを利用して可能な限り早急に国外に退避するようお願いいたします。

(イ) 一方、臨時便を含む一般商用機の運行が停止した場合、あるいは満席で座席の留保が困難な場合には、日本政府として、チャーター商用機 (航空機)、または状況によって海上のルートを利用して退避を検討することになります。(※ チャーター商用機 (航空機) の利用には、本邦ないし退避先までの片道エコノミー料金を搭乗者御自身にお支払いいただくことになります。)

ウ 大使館が緊急避難先へ避難 (集結) のメッセージを発出した場合の留意点

(ア) 事態が切迫し、大使館から退避又は避難のための集結について指示があった場合には、緊急時避難先に集結していただくことになります。(※ 緊急時避難先は、その都度、状況に応じて決定します。)

(イ) 退避先では、状況の推移を見ながら、しばらくの間、同退避先で待機する事態も想定されますので、末尾のチェックリストを参考にして非常用物資を御持参ください。(御自身や御家族の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。)

(ウ) 国外退避ルートについては大使館よりお知らせします。

V 参考

1. 緊急時の連絡先（国番号：63）

（1）全国（マニラ首都圏、セブ、ダバオ等）共通

- 警察・消防・救急（National Emergency Hotline）：911
- 診療救急（フィリピン赤十字）：143

（2）マニラ首都圏（市外局番02）

ア 警察署

（ア）マニラ首都圏共通 :911 又は 117（日本の110番, 119番に相当）

（イ）マカティ市 :168

（ウ）タギッグ市（BGC） :642-2060, 642-3582（Tel/Fax）

イ 病院（24時間受付可能な救急外来を有する）

（ア）マニラ市

- ・マニラ・メディカル・センター（Manila Medical Center）：523-8131～65
- ・マニラ・ドクターズ・ホスピタル（Manila Doctor's Hospital）：558-0888

（イ）マカティ市

- ・マカティ・メディカル・センター（Makati Medical Center）：888-8999

（ウ）パサイ市

- ・サン・ファン・デ・ディオス・ホスピタル（San Juan De Dios Hospital）：831-9731

（エ）ケソン市

- ・ワールド・シティ・メディカル・センター（World City Medical Center）：438-4580
- ・デ・ロス・サントス・メディカル・センター（De Los Santos Medical Center）：893-5762
- ・セント・ルークス・メディカル・センター（St. Luke's Medical Center）：723-0301

（オ）アラバン（モンテンルパ）

- ・アジアン・ホスピタル・メディカル・センター（Asian Hospital Medical Center）：771-9000～03

（カ）タギッグ市（BGC）

- ・セント・ルークス・メディカル・センター（St. Luke's Medical Center）：789-7700

（キ）パシッグ市

- ・ザ・メディカル・シティ（The Medical City）：635-6789

ウ 消防

(ア) マニラ地区 (指令センター) : 527-3653 / 527-3627

(イ) マカティ地区 : 818-5150 / 816-2553 / 844-3313

(ウ) タギッグ (BGC) 地区 : 837-0740 / 837-4496

(エ) パサイ地区 : 844-2120 / 843-6523

(オ) ケソン地区 : 928-8363

エ フィリピン観光省 (ツーリスト・インフォメーション・センター) : 459-5200 (loc. 101, 102)

オ 在フィリピン日本国大使館

住所 : 2627 Roxas Boulevard, Pasay City 1300, Metro Manila, Philippines

電話 : 551-5710 (代表), 834-7508 (領事班直通), FAX : 551-5785 (大使館領事班専用)

◎邦人援護ホットライン TEL:551-5786 (※ 平日の午前8時30分-午後5時15分。ただし、夜間、週末、祝祭日等の閉館時間も、邦人の人命に係わる緊急案件に関しては24時間体制で対応します。)

(2) セブ (市外局番 032)

ア 警察署

(ア) セブ市 : 166

(イ) マンダウエ市 : 344-1200

(ウ) ラプラプ市 : 341-1311 又は 495-5593

イ 救急車 : 161 (メトロ・セブ圏全般)

ウ 消防 : 160 (メトロ・セブ圏全般)

(ア) セブ市 : 256-0541

(イ) マンダウエ市 : 344-4747

(ウ) ラプラプ市 : 340-0252

エ 病院 (日本人が利用する主な医療機関)

(ア) セブ市

・セブ・ドクターズ・ホスピタル (Cebu Doctor's Hospital) : 255-5555

(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク : 266-2067)

・チョン・ホア・ホスピタル (Chong Hua Hospital) : 255-8000

(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク : 318-6057)

(イ) マンダウエ市

・ユニバーシティ・オブ・セブ・メディカル・センター (University of Cebu Medical Center) : 517-0888

(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク : 350-2656)

(ウ) ラプラプ市

・マクタン・ドクターズ・ホスピタル (Mactan Doctor' s Hospital) : 341-0000

(ジャパニーズ・ヘルプ・デスク : 318-6063)

オ 在セブ領事事務所 (Consular Office of Japan in Cebu)

住所 : 7th Floor, Keppel Center, Samar Loop corner Cardinal Rosales
Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, 6000, Philippines

電話 : 032-231-7321, 032-231-7322 (代表), FAX : 032-231-6843 (※ 平日の午前8時30分-午後5時)

(3) ダバオ (市外局番 082)

ア 緊急時の連絡先

(ア) 警察・消防・救急 (National Emergency Hotline) : 911

(イ) 診療救急 (フィリピン赤十字) : 143

イ 病院

・サザン・フィリピンズ・メディカル・センター (Southern Philippines Medical Center) : 227-2731

・ダバオ・ドクターズ・ホスピタル (Davao Doctor' s Hospital) : 222-8000

・サンペドロ・ホスピタル (San Pedro Hospital) : 222-6100~6106

・ブロクンシャー・ホスピタル (Brokenshire Memorial Hospital) : 305-3170

・メディカル・ミッション・グループ・ホスピタル (Medical Mission Group Hospital) : 305-7914~17

ウ 在ダバオ日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Davao)

住所 : 4th Floor, BI Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000, Philippines

電話 : 082-221-3100, 082-221-3200 (代表), FAX : 082-221-2176 (※ 平日の午前8時30分-午後5時)

2. 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) パスポート

- 6か月以上の残存有効期間があること
- 最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を記入してあること

(2) 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等）

- 家族全員が10日程度生活するのに必要なペソ貨（少額な額面のものを含む）
- 外貨（米ドル、日本円等）

(3) 自動車

- 常時整備しておく
- 十分な燃料の確保
- 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー、レジャーシート等
- 自動車を所有していない方は、近くに住む自動車を持つ方と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談しておく

(4) その他携行品

- 携帯電話及び充電器（予備の電池があるとなおよい。）
- パソコン（避難した場合には、避難先で電源が確保されない、電力が安定的に継続して供給されないことが十分想定されることをあらかじめ御留意ください。）
- 衣類、着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なものではないもの。麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい。）
- 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの。運動靴が望ましい。）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）
- 非常用食糧等（家族が当分の間（2週間程度）、自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類（及び缶切り）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター等。自宅から他の場所へ避難する際には、この中から缶詰類、インスタント食品、粉ミルク、ミネラル・ウォーター、大型の水筒等を携行するようにしてください。）
- 医薬品、生理用品等（医薬品は、家族用常備薬の他、外傷薬、衛生綿、包帯、絆創膏、手指消毒液等）
- 短波ラジオ受信機（ラジオジャパン、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池仕様のもの。予備電池。なお、FM放送を受信できる携帯電話もありますので、御自身が所持している携帯電話にラジオ受信機能があるかどうかを確認しておくようお願いします。）
- その他（電池類、マスク、安全ピン、万能ナイフ、懐中電灯（ヘッド・ランプ）、ライター（ターボ・ライター）、マッチ、ろうそく、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、食品用ラッピング・フィルム、ビニール袋、トイレット・ペーパー、布製ガムテープ、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバーできるもの）、緊急連絡先リスト（住所、電話番号）、市販されている居住地の地図等）